

なるほど 

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化の取り組み －



吉川 孝
税理士・中小企業診断士

Vol. 45

自社株式の価値や移転の意味と多様性

このFAX情報では、株価や税制に関する事柄を中心にお届けしていますが、言うまでもなくその株式を将来移転すべき相手＝後継者への経営の実質的承継があって、これらの知識やノウハウが役に立つというものです。

私たちは、後継者と若手社長のための実践財務塾「この時代 会計が読めずに経営ができるか!」を開催します。近日中にご案内させていただきます。ご期待ください。

今回は、非上場会社の株式の評価の方法のうち非常に大事な「純資産価額」について、二回に分けて少し詳しくお話をします。

純資産価額による株価の計算は、算定基準となる決算期における会社の一株当たりの純資産の金額を株価とする方法です。言い換えれば、每期作っている決算書の貸借対照表の「純資産の部」の合計を、その時の発行済み株式数（自己株式を含まない）で割ればいいわけですから、極めて簡単です。

ここで問題なのが、貸借対照表の金額のまま：“簿価”の純資産なのか？ それとも“時価”の純資産なのか？ということです。

“簿価”の純資産は資本金と過去の税引後利益の内部蓄積が主です。ここで注意して欲しいのが「その純資産の額は、会計的に正しくて、実態を表しているか」という点です。減価償却不足があったり、回収の懸念される売掛金があったり、或いは、市場価格の低落した有価証券やゴルフ会員権があったりという資産の計上額の正しさに大きな問題が含まれていると、適正な株価は算定されないことになります。

相続税法、法人税法や所得税法の税制の世界は勿論、会社法で規定する「一株当たりの純資産」の計算でも、正しい簿価の純資産を前提として、資産の状況によってそれらの“時価”を査定して純資産計算することになります。

その“時価”の考え方も実は様々です。売却可能価額も時価、再取得価額も時価です。上場株の様なもの以外、時価ほど曖昧で難しいものではありません。

相続税・贈与税ではこの“時価”を算定するのに、前に触れた「財産評価通達」に基づいて、個人財産と同じ様に会社の保有する個々の資産を評価します。これがなかなか大変で、その時価評価で出た「含み益」の58%が一株当たりの純資産価額を押し上げますので、思いがけない株価になったりします。個人が会社に売る場合は、又違った方法で、普通は更に高くなります。実際に株式を売買したり、贈与したりするときは慎重に専門家と相談して行ってください。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号 : 011-622-7768



日成コンサルティング株式会社

〒064-0822 札幌市中央区北 2 条西 26 丁目 2 番 18 号 26 ウェストビル 2 階

TEL: 011-622-0311 E-mail: t.yoshikawa@nissei-consulting.com